

○茅ヶ崎市児童クラブ条例

平成13年3月29日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市児童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の健全な育成を図るため茅ヶ崎市児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(平13条例45・平14条例48・平15条例43・平17条例42・平18条例16・平18条例29・平26条例59・一部改正)

(児童クラブの管理)

第3条 児童クラブの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(平15条例43・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に児童クラブに係る事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

(平15条例43・追加、平16条例5・令4条例35・一部改正)

(指定管理者の指定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、児童クラブの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 事業計画による児童クラブの管理が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、児童クラブの適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(平15条例43・追加、平16条例5・令4条例35・一部改正)

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童クラブの入所の承認に関する業務
- (2) 児童クラブに入所している児童（以下「入所児童」という。）の健全な育成に関する業務
- (3) 児童クラブの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

(平15条例43・追加、平16条例5・令4条例35・一部改正)

(休所日)

第7条 児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に休所日に開所し、又は臨時に休所日以外の日に開所しないことができる。

(平15条例43・追加、平16条例5・令4条例35・一部改正)

(開所時間)

第8条 児童クラブの開所時間は、小学校の授業終了時から午後7時までとする。ただし、学校の休業日（その日が前条の休所日に当たる日を除く。）にあつては、午前8時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に開所時間を変更することができる。

(平15条例43・追加、平16条例5・平18条例16・平20条例40・平25条例12・令4条例35・一部改正)

(入所することができる児童)

第9条 児童クラブに入所することができる者は、市内に住所を有し、小学校に就学している児童で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 保護者のいずれかが次のいずれかに該当することにより当該児童の健全な育成を行うことができないと認め

られる児童

ア 居宅外で労働することを常態としていること。

イ 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

ウ 妊娠中であり、又は出産後間がないこと。

エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

オ 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

カ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

キ アからカまでに準ずると教育委員会が認める状態にあること。

(2) 同居の親族その他の者が昼間家庭において当該児童の健全な育成を行うことができないと認められる児童

(平15条例43・旧第4条繰下、平16条例5・平26条例59・令4条例35・一部改正)

(入所の承認等)

第10条 児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、児童クラブに入所しようとする児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないことができる。

(1) 集団における指導が困難と認められるとき。

(2) その他児童クラブの管理上支障があると認められるとき。

(平15条例43・旧第5条繰下・一部改正)

(入所の承認の取消し)

第11条 指定管理者は、入所児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(1) 第9条に該当しなくなったとき。

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の行為により入所の承認を受けたとき。

(平15条例43・旧第6条繰下・一部改正)

(退所の届出)

第12条 児童クラブを退所しようとする児童の保護者は、指定管理者に届け出なければならない。

(平15条例43・旧第7条繰下・一部改正)

(育成料の納付)

第13条 入所児童の保護者は、指定管理者に児童クラブの利用に係る料金（以下「育成料」という。）を納付しなければならない。この場合において、育成料は、当該指定管理者の収入とする。

2 育成料は、児童1人につき月額20,000円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(平15条例43・旧第8条繰下・一部改正、平16条例5・平17条例42・平20条例40・令4条例35・一部改正)

(育成料の減免)

第14条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、育成料の全部又は一部を免除することができる。

(平15条例43・旧第9条繰下・一部改正)

(育成料の不還付)

第15条 既納の育成料は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の理由があると認めるときは、育成料の全部又は一部を還付することができる。

(平15条例43・旧第10条繰下・一部改正、平17条例42・一部改正)

(損害賠償)

第16条 入所児童の保護者は、当該児童が児童クラブの施設等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平15条例43・旧第11条繰下・一部改正、平16条例5・令4条例35・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平15条例43・旧第13条繰下、平16条例5・令4条例35・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 児童クラブの入所の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行う

ことができる。

附 則（平成13年条例第45号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市梅田児童クラブの入所の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成14年条例第48号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市浜須賀児童クラブの入所の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例の例により行うことができる。

附 則（平成15年条例第43号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定に基づき管理を委託している茅ヶ崎市児童クラブについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、旧条例第12条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）第7条第2項及び第8条第2項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは」と、第10条から第12条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条から第15条までの規定中「指定管理者」とあるのは「管理受託者」と読み替えて新条例（第3条から第6条までを除く。）の規定を適用する。

（平16条例5・全改）

- 3 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例の例により行うことができる。

附 則（平成16年条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例附則第3項の規定による指定管理者の指定のために必要な行為については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第42号）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市小出児童クラブの入所の承認に関する手続きについては、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市小出児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成18年条例第16号）

- 1 この条例中第8条第1項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の改正規定は平成18年7月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市小和田児童クラブの入所の承認に関する手続きについては、第2条の改正規定の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市小和田児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、第2条の改正規定の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成18年条例第29号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市松浪児童クラブ及び茅ヶ崎市緑が浜児童クラブの入所の承認に関する手続きについては、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市松浪児童クラブ及び茅ヶ崎市緑が浜児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成18年条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲で規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して8月を超えない範囲で規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（第1条の規定は、平成19年規則第19号で平成19年4月1日から施行）

（第2条の規定は、平成19年規則第28号で平成19年7月21日から施行）

(茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブに関する準備行為)

- 2 茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブの入所の承認に関する手続については、第1条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、第1条の規定の施行前においても、同条の規定による改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例の例により行うことができる。

(茅ヶ崎市東海岸児童クラブに関する準備行為)

- 4 茅ヶ崎市東海岸児童クラブの入所の承認に関する手続については、第2条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例の例により行うことができる。
- 5 茅ヶ崎市東海岸児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、第2条の規定の施行前においても、同条の規定による改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例の例により行うことができる。

附 則 (平成19年条例第40号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ及び茅ヶ崎市香川児童クラブの入所の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ及び茅ヶ崎市香川児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則 (平成20年条例第40号)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第8条及び第13条の改正規定 平成21年4月1日
 - (3) 別表の改正規定 平成21年9月1日
- 2 茅ヶ崎市柳島児童クラブ及び茅ヶ崎市円蔵児童クラブの入所の承認に関する手続については、前項第3号に掲げる改正規定の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市柳島児童クラブ及び茅ヶ崎市円蔵児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、附則第1項第3号に掲げる改正規定の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成21年条例第25号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市梅田第2児童クラブ及び茅ヶ崎市西浜児童クラブの入所の承認に関する手続きについては、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市梅田第2児童クラブ及び茅ヶ崎市西浜児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成22年条例第13号）

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市松林児童クラブ及び茅ヶ崎市室田児童クラブの入所の承認に関する手続きについては、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市松林児童クラブ及び茅ヶ崎市室田児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成22年条例第35号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市汐見台児童クラブの入所の承認に関する手続きについては、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市汐見台児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成23年条例第30号）

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市香川第2児童クラブの入所の承認に関する手続きについては、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 茅ヶ崎市香川第2児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則（平成23年条例第30号）抄

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第20号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市松浪第2児童クラブ、茅ヶ崎市浜須賀第2児童クラブ、茅ヶ崎市今宿第2児童クラブ及び茅ヶ崎市室田第2児童クラブの入所の承認に関する手続については、この条例の施行の前においても、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。

（平25条例13・一部改正）

- 3 茅ヶ崎市松浪第2児童クラブ、茅ヶ崎市浜須賀第2児童クラブ、茅ヶ崎市今宿第2児童クラブ及び茅ヶ崎市室田第2児童クラブの指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行の前においても、新条例の例により行うことができる。

（平25条例13・一部改正）

附 則（平成25年条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第59号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第57号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第21号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第33号で平成28年5月16日から施行)

附 則 (平成29年条例第31号)

この条例は、平成29年8月31日から施行する。

附 則 (令和2年条例第9号)

この条例は、令和2年3月30日から施行する。

附 則 (令和2年条例第36号)

この条例は、令和3年1月6日から施行する。

附 則 (令和3年条例第39号)

この条例は、令和4年3月28日から施行する。

附 則 (令和4年条例第35号)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に第6条の規定による改正前の茅ヶ崎市児童クラブ条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表 (第2条関係)

(平18条例29・追加、平18条例50・平19条例40・平20条例40・一部改正、平21条例25・全改、平22条例13・平22条例35・平23条例30・一部改正、平24条例20・全改、平25条例13・平27条例16・平27条例57・平28条例21・平29条例31・令2条例9・令2条例36・令3条例39・一部改正)

名称	位置
茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ	茅ヶ崎市共恵一丁目10番70号
茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ	茅ヶ崎市浜之郷603番地
茅ヶ崎市松林児童クラブ	茅ヶ崎市松林二丁目16番32号
茅ヶ崎市西浜児童クラブ	茅ヶ崎市南湖六丁目15番13号
茅ヶ崎市小出児童クラブ	茅ヶ崎市堤1967番地
茅ヶ崎市松浪児童クラブ	茅ヶ崎市富士見町2番13号
茅ヶ崎市松浪第2児童クラブ	茅ヶ崎市出口町12番5—13号

茅ヶ崎市梅田児童クラブ	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目5番46号
茅ヶ崎市梅田第2児童クラブ	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目5番32号
茅ヶ崎市香川児童クラブ	茅ヶ崎市香川一丁目30番59号
茅ヶ崎市香川第2児童クラブ	茅ヶ崎市香川一丁目30番51号
茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ	茅ヶ崎市白浜町3番24号
茅ヶ崎市浜須賀第2児童クラブ	茅ヶ崎市松が丘二丁目12番8号
茅ヶ崎市柳島児童クラブ	茅ヶ崎市柳島二丁目6番54号
茅ヶ崎市小和田児童クラブ	茅ヶ崎市小和田三丁目2番44号
茅ヶ崎市円蔵児童クラブ	茅ヶ崎市茅ヶ崎551番地9
茅ヶ崎市今宿児童クラブ	茅ヶ崎市今宿1225番地1
茅ヶ崎市今宿・鶴嶺児童クラブ	茅ヶ崎市今宿1224番地1
茅ヶ崎市室田児童クラブ	茅ヶ崎市松林三丁目5番33号
茅ヶ崎市東海岸児童クラブ	茅ヶ崎市東海岸南四丁目10番40号
茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ	茅ヶ崎市西久保180番地
茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ	茅ヶ崎市富士見町2番13号
茅ヶ崎市汐見台児童クラブ	茅ヶ崎市汐見台3番11号